

第 1 3 回 議会活性化特別委員会 概要報告

年 月 日	令和 6 年 4 月 2 6 日	会場	第 1 委員会室	案件	議 案 審 査
出席委員	東川孝義、高野美枝子、高橋伸典、川村幸栄、今村芳彦、谷 聡、山崎真由美				
委員外議員	なし				
欠席委員	なし				

審査及び報告事項

1 (仮称) 名寄市議会業務継続改革 (名寄市議会 BCP) について

骨子案の協議結果について各会派より報告

市政クラブ、市民ネット、会派に属さない一人会派もこの内容で進めることを確認。

Q: この議論は議会運営委員会のほうが良いのではないか。

A: ある程度、活性化委員会で方向性を示した上で、議会運営委員会での議論をしたほうが良いと思っている。その都度皆さんと課題について整理をして進めていきたい。

2 議会活性化特別委員会の今後の進め方について

【目的】

議会の活性化、行政監視や政策立案機能の強化、女性や若年層が参加しやすい環境を整え
るとともに、議員力、議会力の向上を目指す。

【視察を終えて】

- ① 議会の連続性と議会改革のために、議員が変わっても継続的・論理的な議会活動を保証する仕組みを制定。
- ② 議会基本条例チェックシートを作成し、議会全体が活動のチェックをし、議会基本条例を議員本人が毎年自己評価シートで確認。
- ③ 委員会中心主義として委員会の調査・重点活動計画・視察報告、行政の状況の確認。

【今後に向けて】

議会基本条例を意識して議員活動に取り組む。取組を評価するために議会、議員としての自己評価の実施が必要。

【具体的検討事項】

(議員の活動原則)

第 7 条第 2 項「市政に関する市民の多様な意思の把握に努める」 * 具体的手法
(情報公開と市民参加の推進)

第 9 条第 7 項「議会は、議会としての説明責任を果たし、議会の政策活動への市民参加を進めるために、市民に対する議会報告及び意見交換会を年 2 回以上開催するほか、必要に応じて広く市民の声を聞くこととする」 * 現状での課題

(議会広報の充実)

第10条第1項「議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に周知するよう努めるものとする」*現状での課題

(市長による政策等の形成過程の説明)

第12条第1項「議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等(以下政策等という)について、政策等の水準を高めるため、市長に対して、次の各号に掲げる事項に説明を求めるものとする」*現状の対応

(自由討議による合意形成)

第15条第1項「議会は、議員による言論の場であり、議員相互の自由討議を中心にして運営されなければならない」*常任委員会の整理

(議員研修の充実強化)

第18条「議会は議員の政策形成及び立案能力の向上に向けて、議員研修の充実強化を図るものとする」*新人議員に対する研修計画の必要性

Q:今回視察をし、名寄市議会基本条例の前文を読み返し、自分の議会に対する姿勢を改めて話すことが出来、かなりの見直しになると思っている。項目の中では冒頭に示されているだけなので検討項目の中にいれてほしい。

A:*基本条例前文の振り返り、チェックシートの考え方について検討項目に入れる。

*上記7点について協議結果を5月17日までに文書で報告することを確認。

3 その他

第14回議会活性化特別委員会 5月24日(金)午前10時